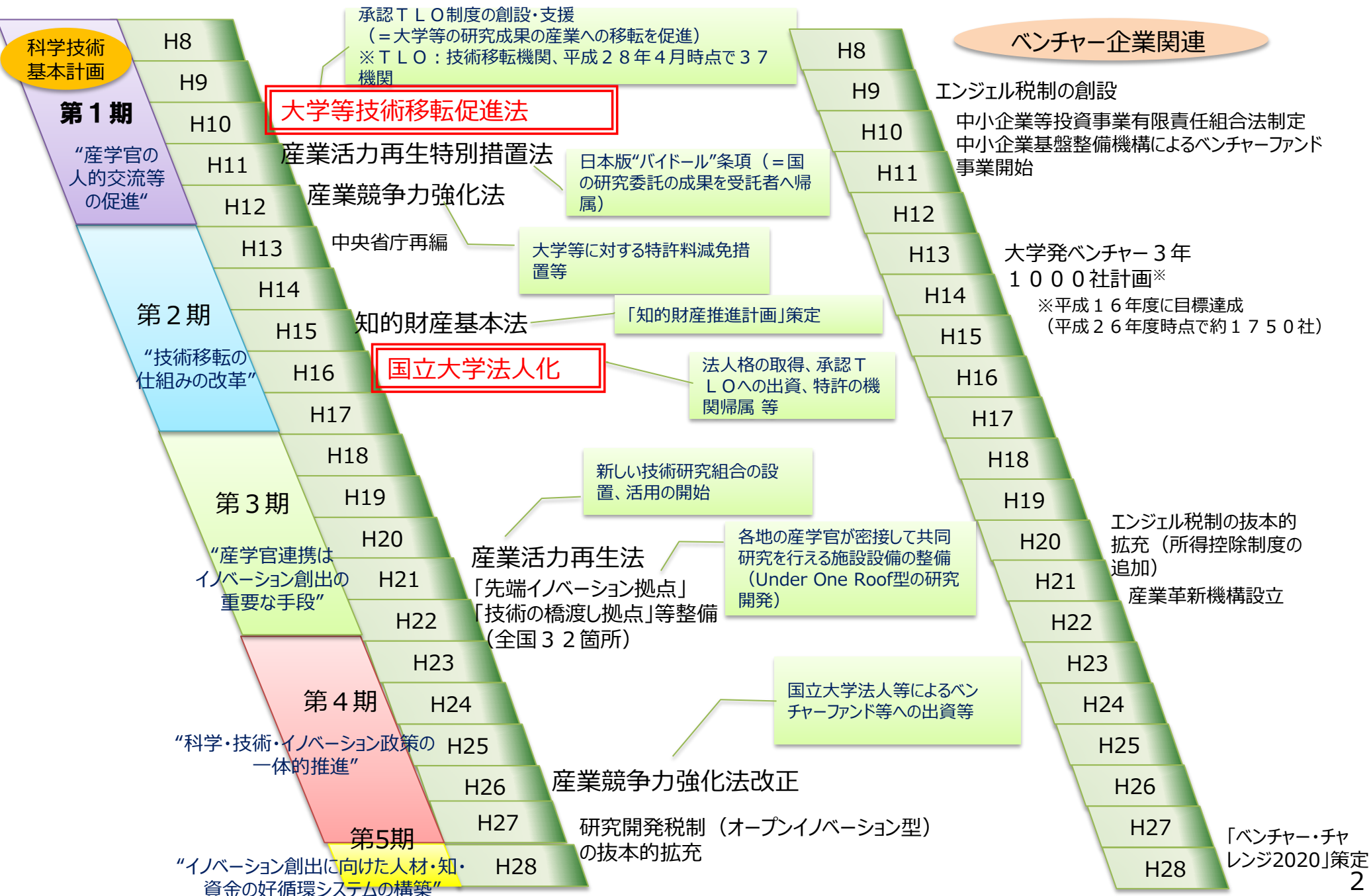


産学連携活動の更なる深化に向けて

平成28年9月1日
経済産業省 産業技術環境局
大学連携推進室長
飯村 亜紀子

1. 本格的な産学共同研究の実施に向けて

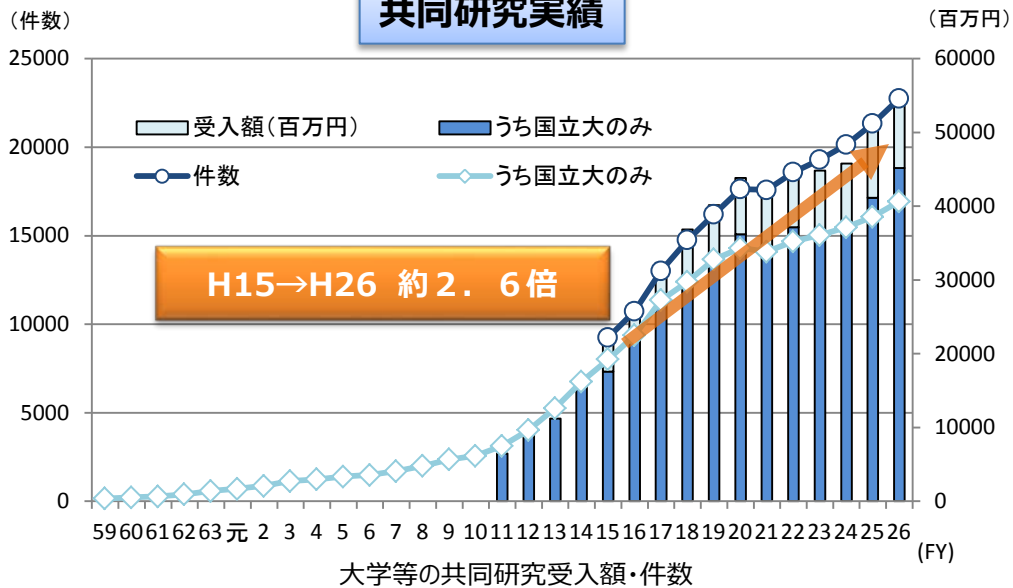
産学連携関連施策の変遷



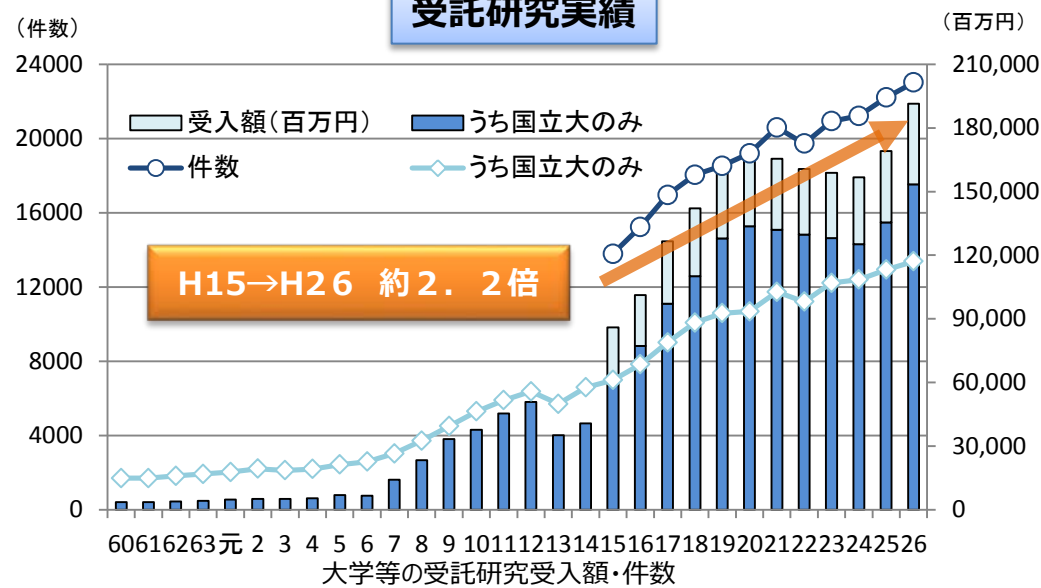
産学連携の現状①

共同・受託研究、特許出願・活用等の実績は、順調に増加してきたが、最近はやや頭打ち。

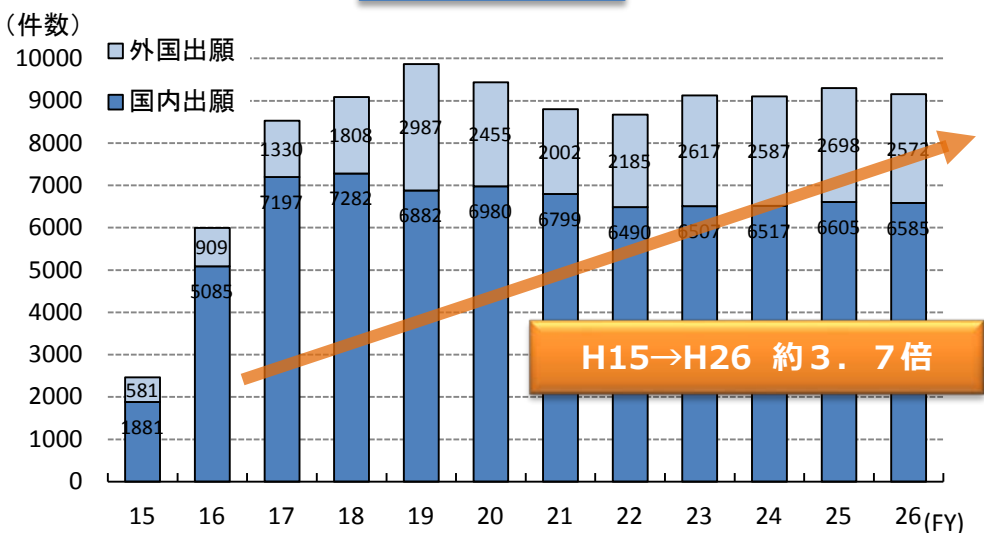
共同研究実績



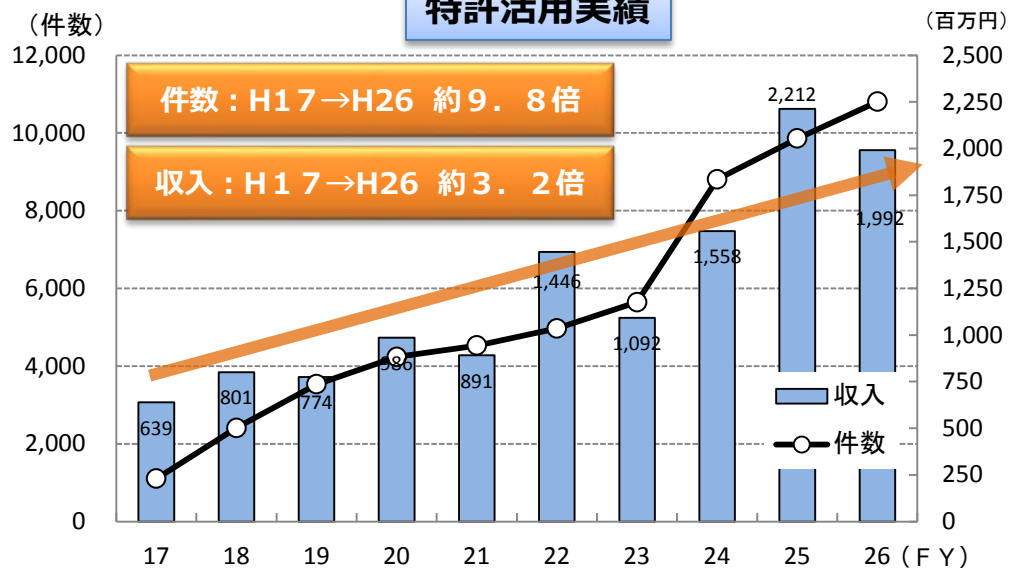
受託研究実績



特許出願実績



特許活用実績



産学連携の現状②

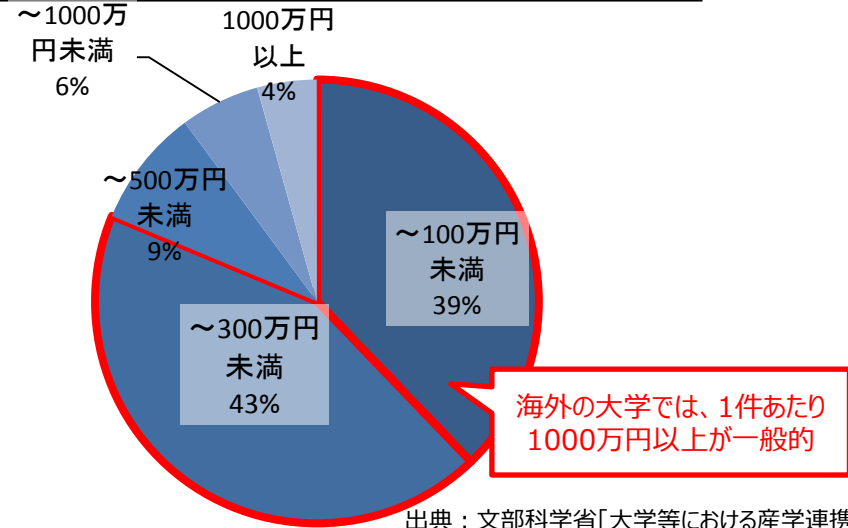
企業から大学への研究費の拠出割合、1件当たりの平均共同研究費、米国と比較したライセンシング収入水準など、まだまだ改善すべき点は多い。

企業の総研究費に対する大学への研究費の拠出割合

国	2009年 (%)	2013年 (%)
日本	0.45	0.46
アメリカ	1.13	0.96
ドイツ	3.73	3.73
イギリス	1.79	1.70
韓国	1.68	1.45
中国	4.04	3.19

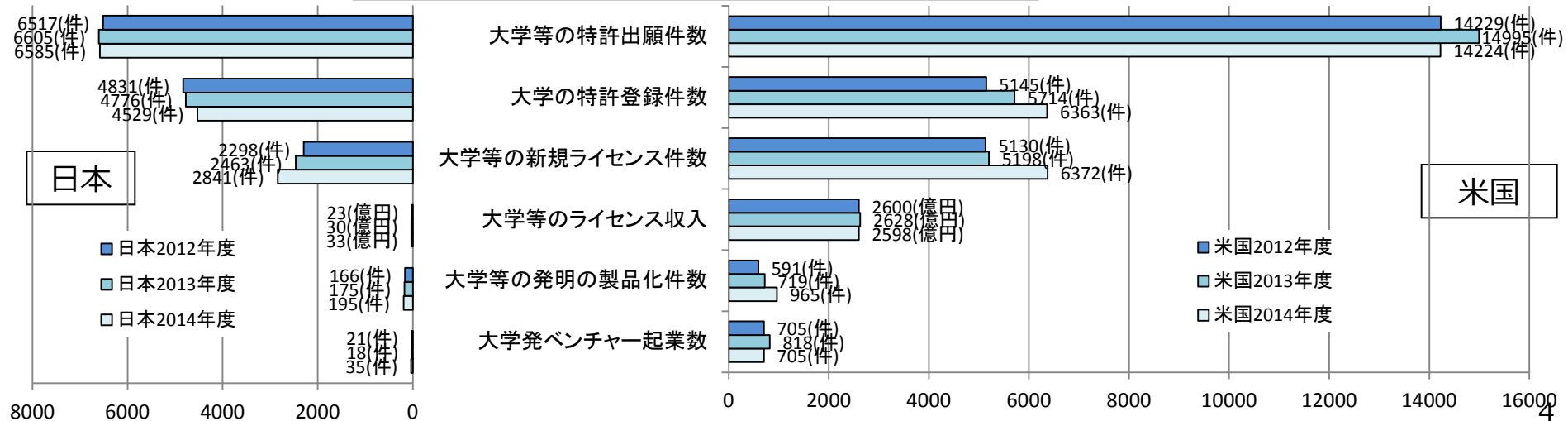
出典：OECD「Research and Development Statistics」に基づき経済産業省作成

日本の大学等における1件当たり共同研究費



出典：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について（平成26年度）」

日米の産学技術移転に関するパフォーマンス比較

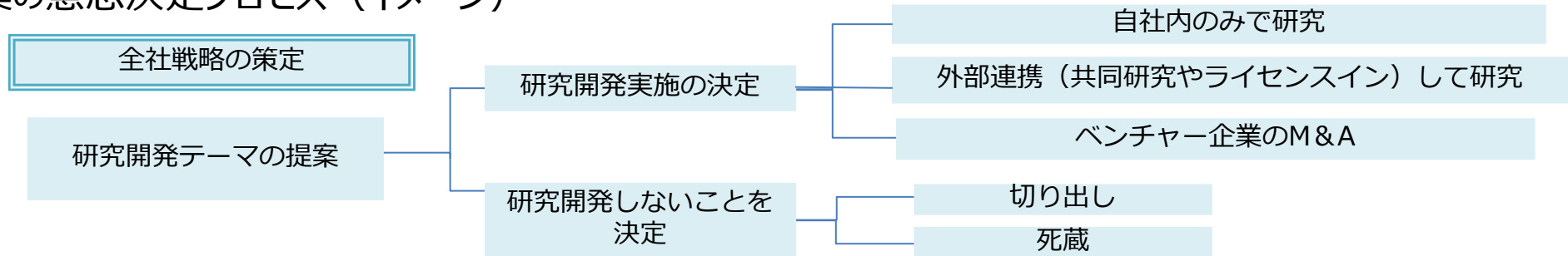


出典：AUTM U.S. Licensing Activity Survey、UNITT大学技術移転サーベイに基づいて経済産業省作成

オープンイノベーションに係る企業の意思決定プロセスと課題認識に係る調査について (平成27年度経済産業省産業技術調査「企業の研究開発投資性向に関する調査」)

- 企業の意思決定プロセスにおいて、どの段階にどのような課題が存在するのかを明らかにするため、アンケート調査を実施。

企業の意思決定プロセス（イメージ）



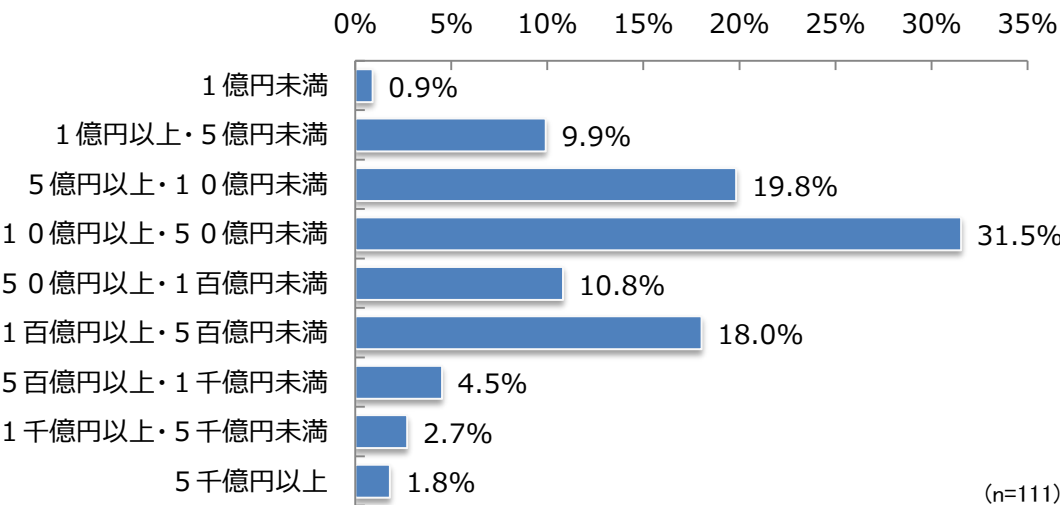
- 研究開発投資額上位1,000社を対象。
- これまでリーチしていた研究開発部門ではなく、経営企画部に対して調査を実施。
- 平成27年12月中旬に発送し、113社から回答を得たところ。



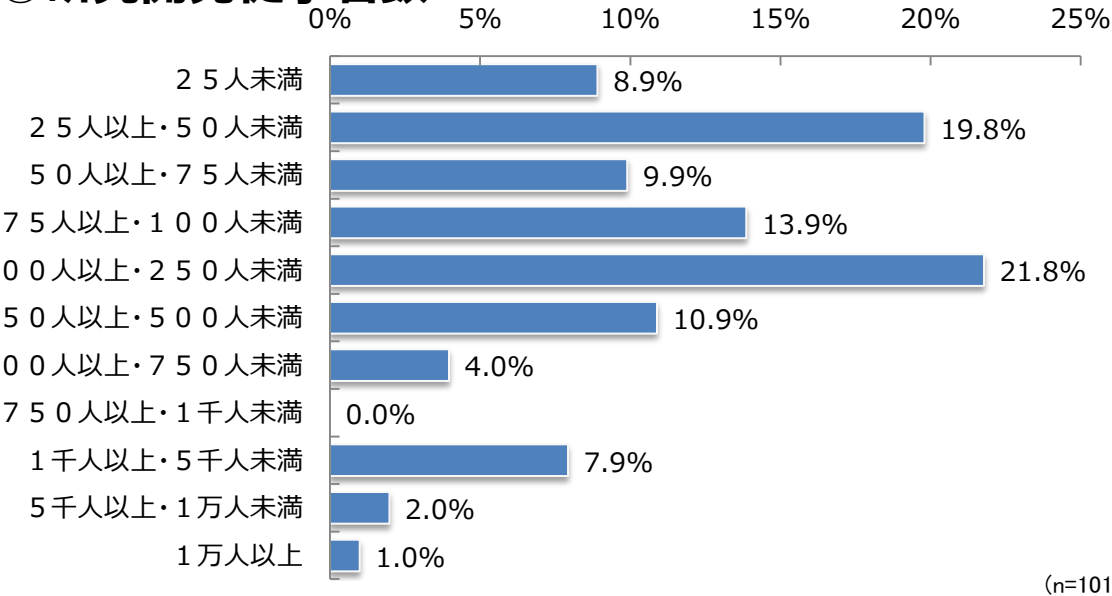
1. 企業内の意思決定
2. オープンイノベーションの推進に向けた企業の取組
3. オープンイノベーションの推進に係る課題認識
について、オープンイノベーションの活発化状況に係る認識差も踏まえながら、課題を明らかにしていく。

回答企業の属性

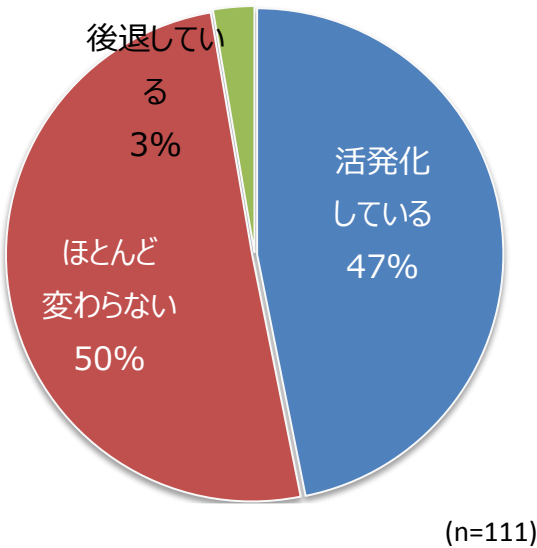
○研究開発費



○研究開発従事者数



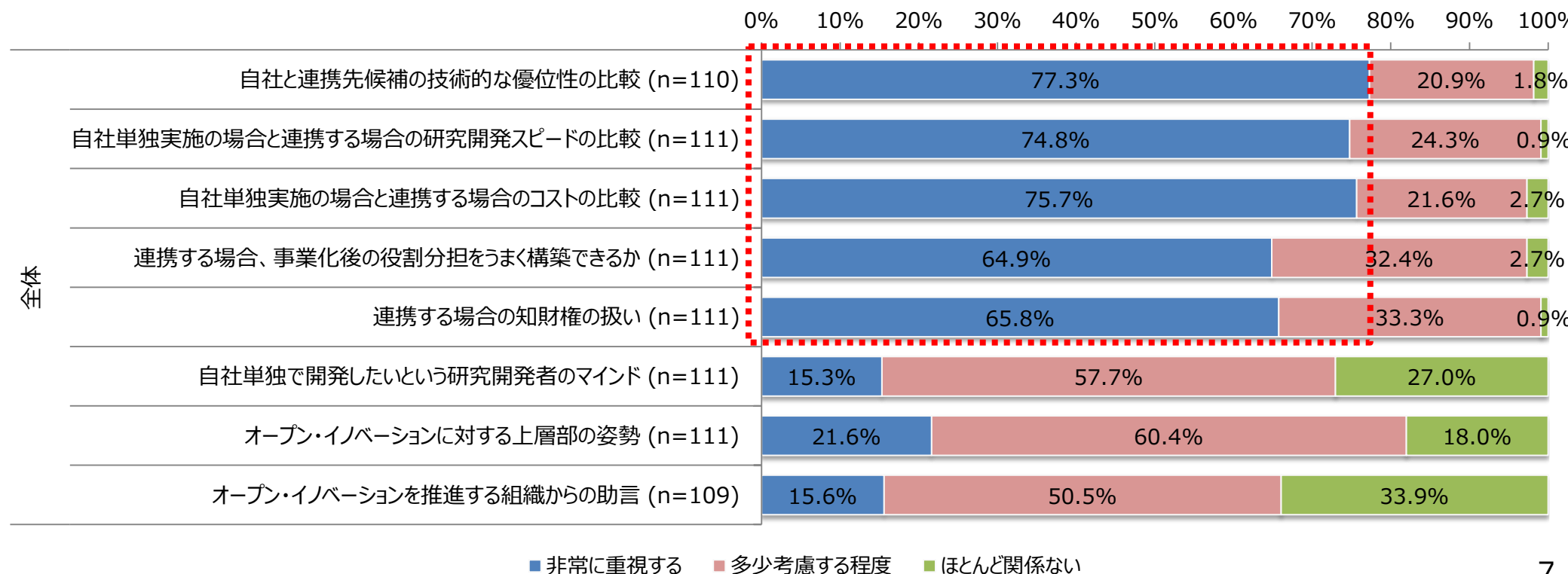
○1 0 年前と比較したオープンイノベーションの活発化に係る認識



外部連携をするか否かの決定（重視事項）（1/2）

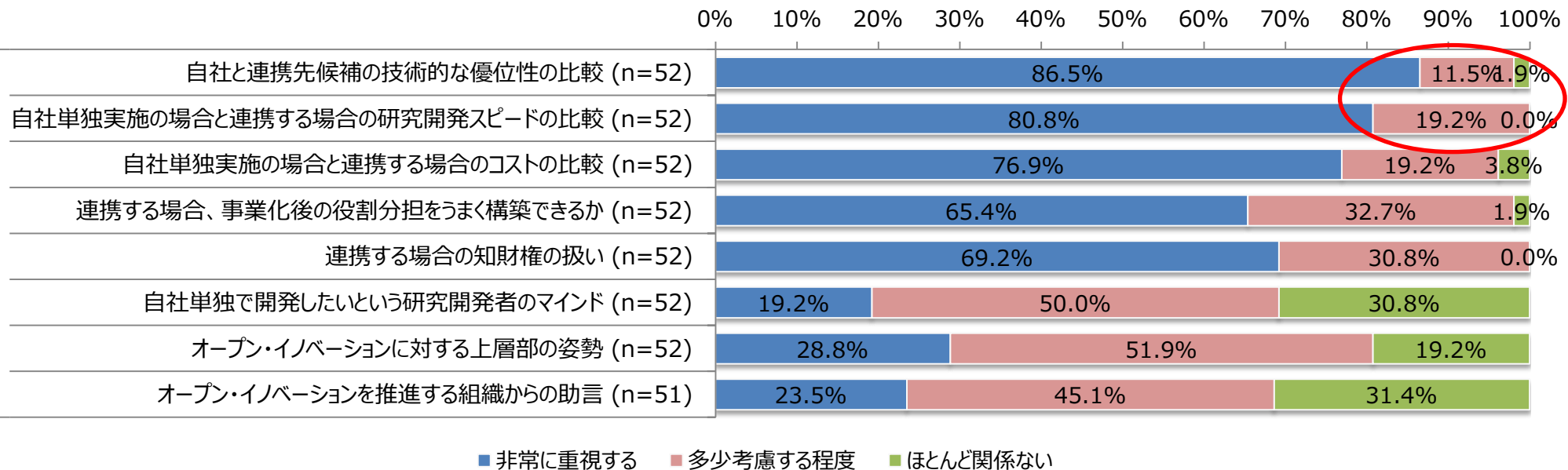
- 全体として、技術優位性、スピード、コスト等の技術的事項および連携後の事業化時の役割分担や知財権の扱いを重視。
- 活発化を認識している企業ほど、技術優位性・スピードの比較、上層部やオープンイノベーションを推進する組織からの助言を重視する割合が高い。

＜外部連携をするか否かの判断における重視事項＞

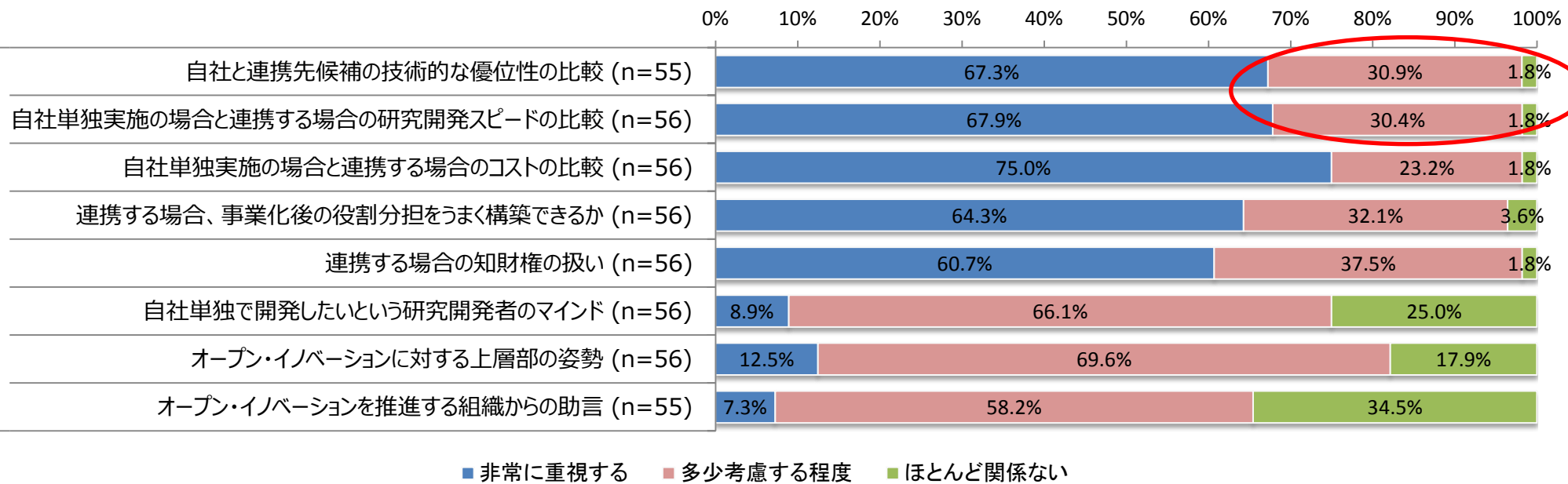


外部連携をするか否かの決定（重視事項）（2/2）

活発化している



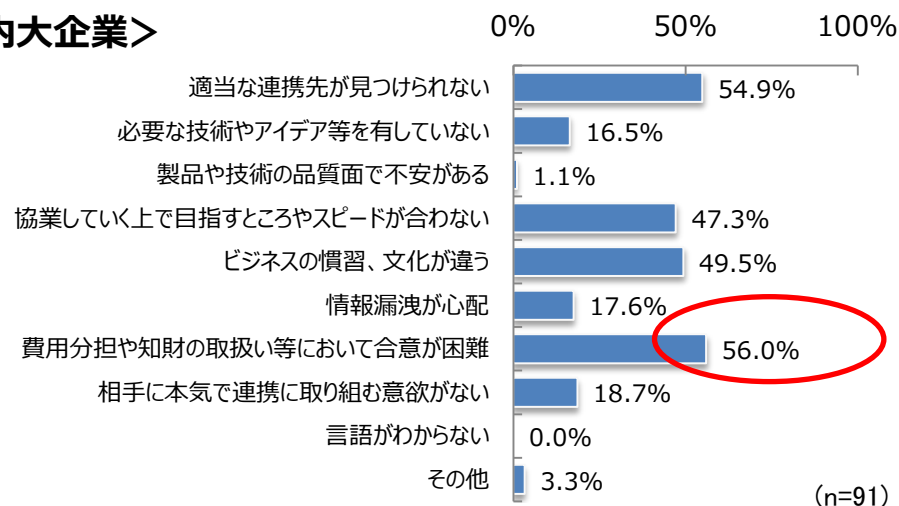
ほとんど変わらない



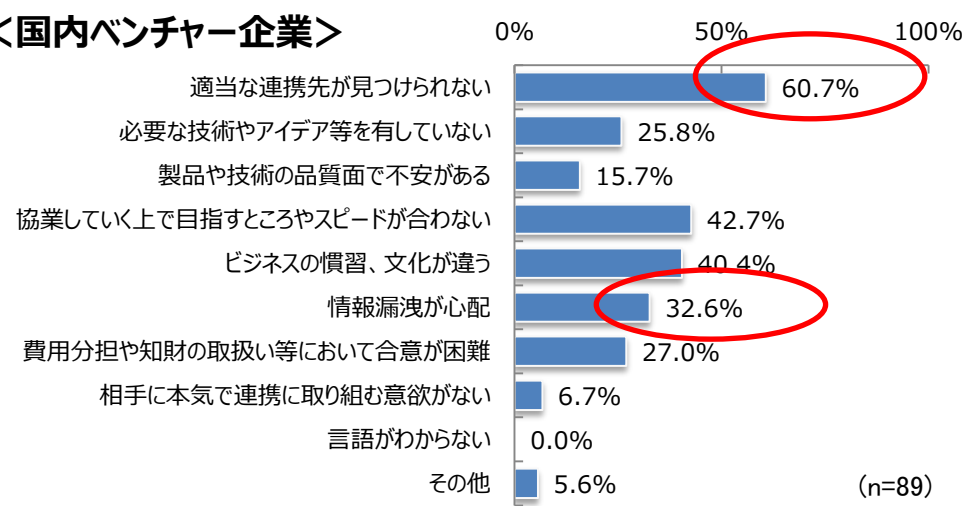
相手先別の阻害要因(国内連携先別の比較)

- 他の連携先と比べ、国内大企業は、費用や知財の取扱いにおける合意の困難さが阻害要因。
- 他の連携先と比べ、国内ベンチャー企業は、連携先の探索、情報漏洩の懸念が阻害要因。
- 他の連携先と比べ、国内大学および国内公的研究機関は、スピード感が大きな阻害要因。

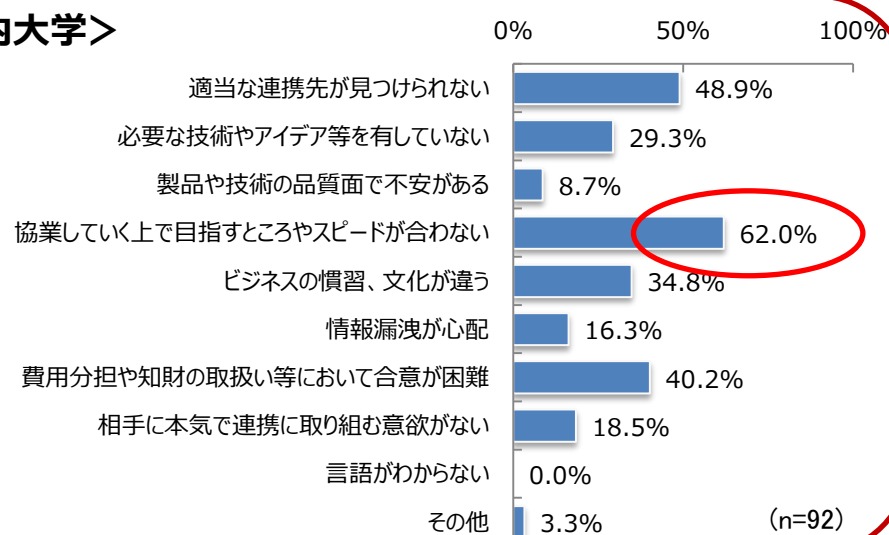
<国内大企業>



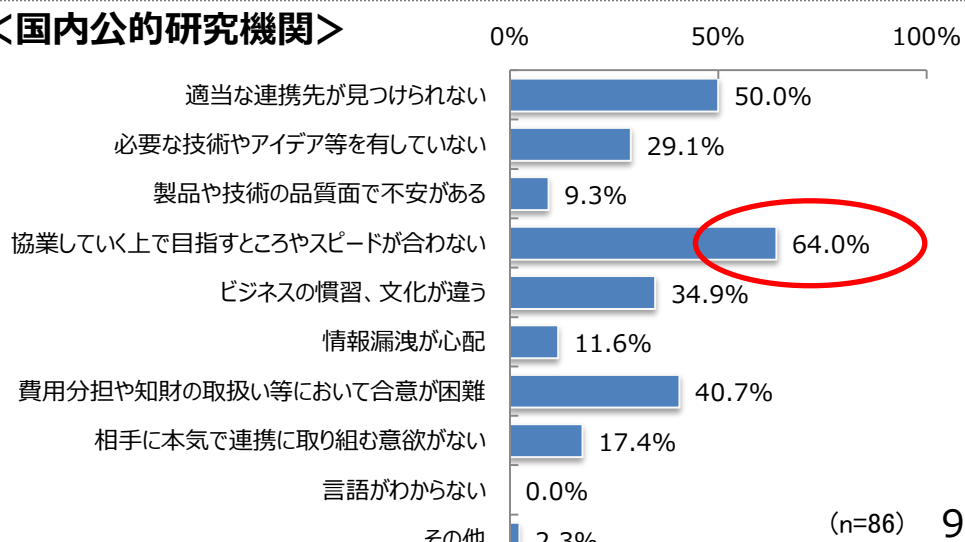
<国内ベンチャー企業>



<国内大学>

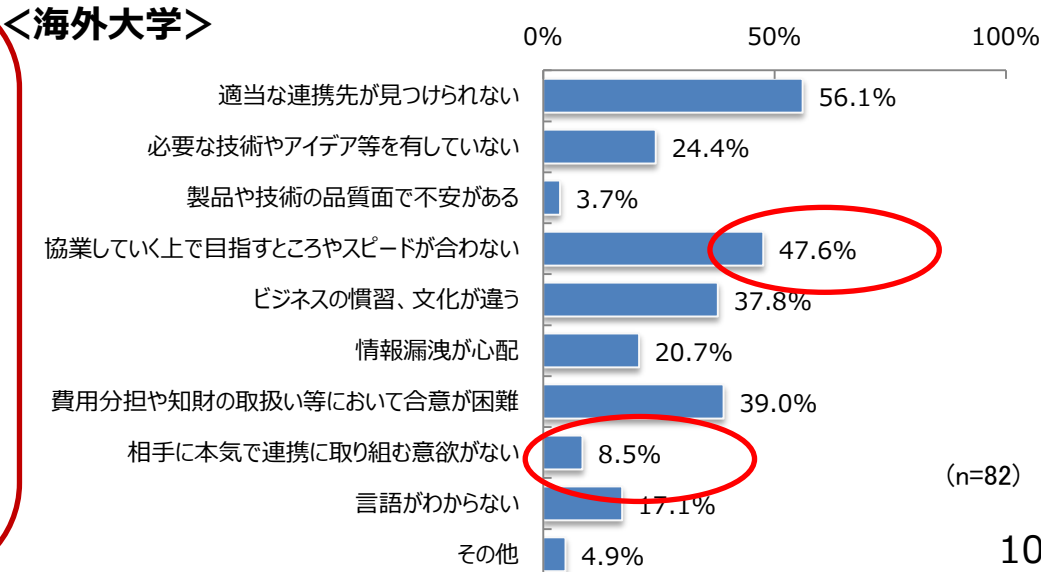
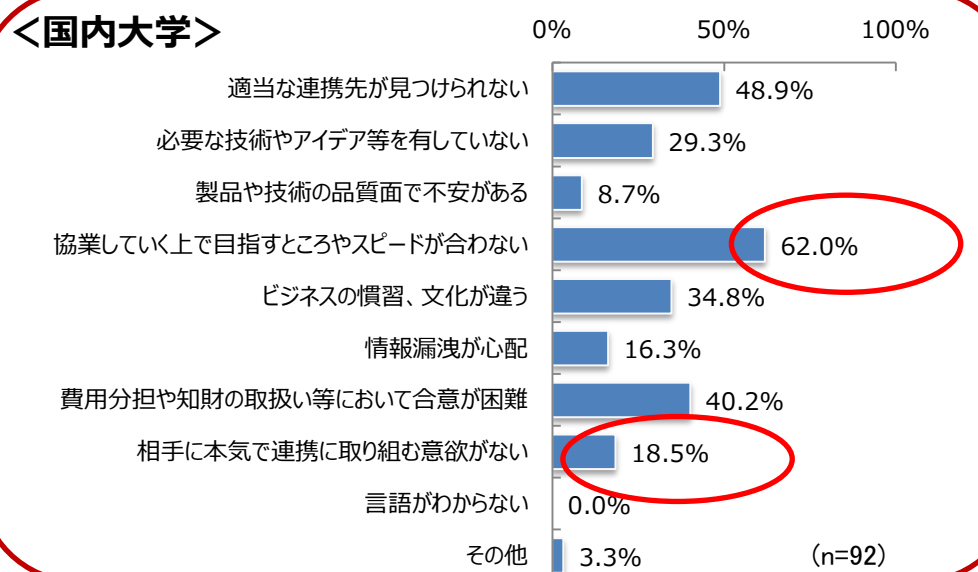
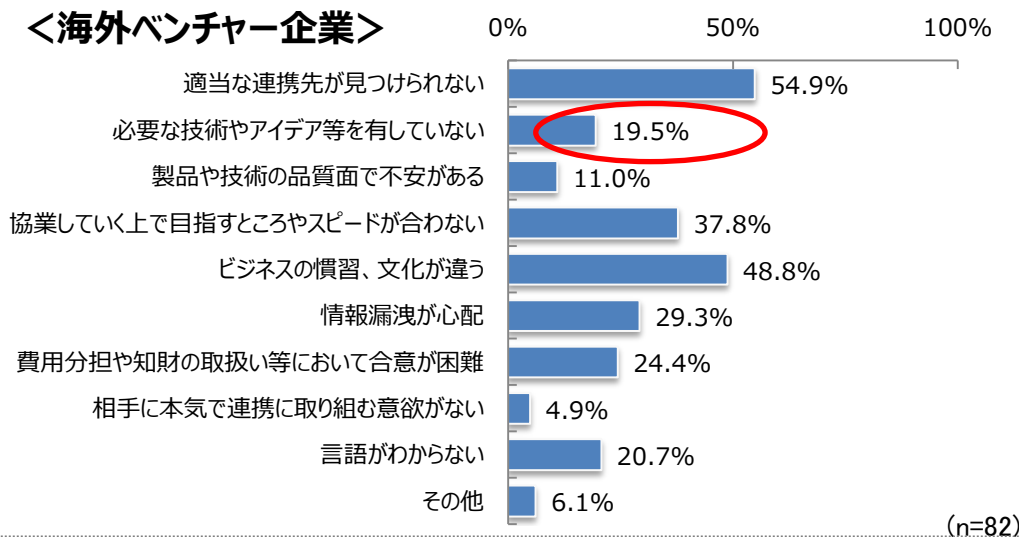
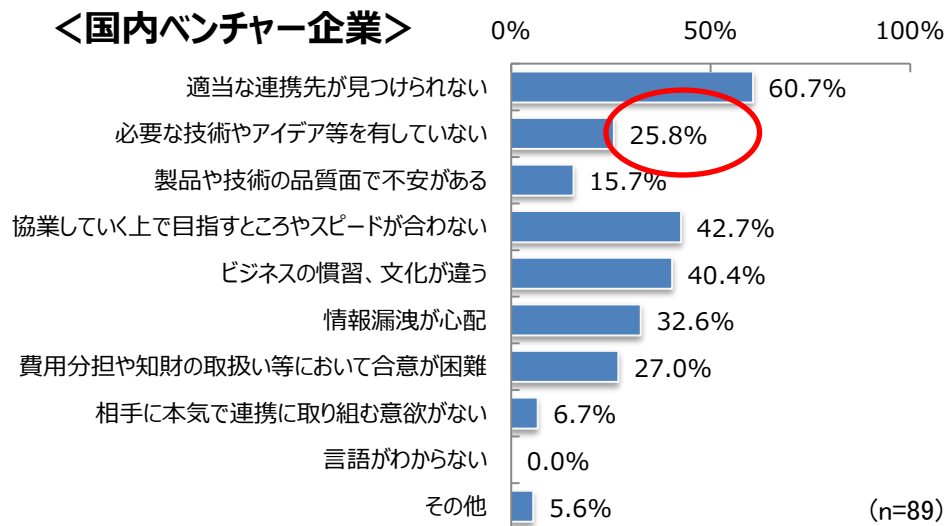


<国内公的研究機関>



相手先別の阻害要因(国内と国外の比較)

- ベンチャー企業については、技術力や品質について、海外の方に信頼を置いている。
- 大学については、スピード感および本気度について、海外の方を評価している。



経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」

- 経団連提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」（平成28年2月16日）において、産業界から大学・研究開発法人に対し、学長・理事長等のリーダーシップに基づき、「本格的な共同研究」の実行に向けた速やかな対応、ならびに将来に向けた研究成果の最大化に向けた改革を求めている。

Ⅱ. 大学・研究開発法人に対する期待

「本格的な共同研究」を進めるには、世界トップレベルの研究力を持つ主体間で資金・知・人材が好循環すること、即ち、企業・大学・研究開発法人内の部局および各主体の壁を越えた組織的な連携体制の構築が極めて重要といえる。

「本格的な共同研究」実行に向けて、速やかな対応を要する点

- 大学・研究開発法人の本部（産学連携本部等）における、部局横断的な体制を構築し共同研究を推進する企画・マネジメント機能の確立
- 資金の好循環に向けた管理業務の高度化・共同研究経費の見える化
- 知の好循環に向けた知的財産マネジメントの強化
- 人材の好循環に向けたリスクマネジメントの確立・クロスアポイントメントの拡大

将来に向けた研究成果の最大化に向けて、改革を要する点

- 資金の好循環に向けた財務構造改革・財務基盤強化
- 知の好循環に向けた高度な知的資産マネジメント・研究の「価値」に関するプロモーション
- 人材の好循環に向けた研究者（教員）の人事評価制度改革
- 産学官連携に関する「価値」の再認識

なお、共同研究成果の社会実装を加速するためには、産業技術総合研究所（産総研）等が強化を進める「橋渡し機能」の強化も重要である。

第5回「未来投資に向けた官民対話」

- 平成28年4月12日に開催された第5回「未来投資に向けた官民対話」で、次の発言あり。

- 榊原経団連会長

企業から国内の大学・研究開発法人への投資は、2014年度で623億円である。企業の研究費総額から見ると、0.4%程度ということで、非常に低い水準である。これを2025年までには、1桁上と言いたいのだが、少なくとも3倍増の規模に拡大する必要がある。

- 五神東京大学総長

民間企業との連携だが、経済を担っているのは民間の企業であり、そことの連携は極めて重要なわけだが、現状は、小粒な産学共同研究が多いということで、民間からの信頼を得て、大学が積極的に活用されているという状況ではない。産学の重なり合いを大きくする方向でそこを直さなければいけない。それを本気の産学連携と呼んでいるわけである。

- 安倍内閣総理大臣

我が国の大学は、生まれ変わる。産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍にふやすことを目指す。



日本再興戦略2016

- 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、産学官が対話しながら実行・実現していく場を創設するとしているところ。

◆組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。

具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。

このような取組を推進するため、文部科学省と経済産業省は、産学連携を深化させるための大学側の体制強化や企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進などイノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場を今年度中に創設する。

また、関係府省におけるこれまでの検討等をも踏まえつつ、産業界とも調整の上、産学官連携を円滑に推進する観点から、産業界から見た大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する。

毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たり、ガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。また、指定国立大学法人の指定に際しても、産学連携を行うに当たって策定するガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはなされる計画となっているかを十分踏まえるものとする。

「イノベーション促進産学官対話会議」について

- 総理指示や日本再興戦略2016、これまでの両省での検討等も踏まえ、産学官のイノベーションについて、実行・評価・改善を力強く推進していくため、産学官の対話の場「イノベーション促進産学官対話会議」を設置。
- 企業におけるイノベーション経営の推進や大学等における産学官連携体制を構築するための方策等について、大学・国立研究開発法人と産業界が連携しつつ検討していく。

イノベーション促進産学官対話会議

産業界



- イノベーション経営への取組
- 大企業とベンチャーの連携



産学官連携による
共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)
の策定

大学、国立研究開発法人



- 「組織対組織」の産学官連携体制の構築
- イノベーション創出人材育成

イノベーション促進産学官対話会議の体制

イノベーション促進産学官対話会議

イノベーション促進のために求められる産学官それぞれの役割や具体的な対応を検討

産学官連携深化WG

産学官連携による共同研究強化のための
ガイドライン(仮称)の検討・作成

今後のスケジュール（予定）

7月27日 第1回 イノベーション促進産学官対話会議

8月～11月 産学官連携深化WGを数回程度開催

11月頃 第2回 イノベーション促進産学官対話会議

□「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の提示

□「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の活用の方
向性の検討 等

――以降、「イノベーション促進産学官対話会議」は、半年に1回程度開催予定

※産学官連携深化WGは、対話会議の間に1～2ヶ月に一回程度開催予定

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に向けて議論すべき論点（案）

（１）大学等の本部機能の強化

- 本部のリーダーシップ発揮の在り方（戦略策定、機能強化の方向性等）

（２）資金の好循環

- 費用の見える化
- 大学等の財務基盤の強化

（３）知の好循環

- 知財管理（不実施補償の在り方含む）
- リスクマネジメント
- 営業秘密保護

（４）人材の好循環

- クロスアポイントメント制度の促進（エフォート管理、リスクマネジメント含む）
- 人事評価制度の在り方

「大学における産学連携活動マネジメントの手引き」の策定

- 日本の大学の産学連携機能を強化することは、日本企業が、日本の大学と連携して、自社開発や海外大学との連携よりもスピーディに、新しい価値を創造するために重要であり、そのためには、日本の大学が、自身の産学連携機能を定量的に把握する手法の確立とデータに基づいた自己改善を行うことが必要。
- 経済産業省及び文部科学省は、各大学・TLOの産学連携活動の質を定量的に評価するための評価指標（産学連携評価指標）を共同で開発し、当該指標について各大学からデータを収集。
- 収集したデータに基づき各大学のパフォーマンスを可視化するとともに、高いパフォーマンスを示している大学等における取組事例を「産学連携活動マネジメントの手引き」として取りまとめ。本書が、各大学が自大学のパフォーマンスを向上させるための産学連携マネジメントを実施する際の一助となり、各大学における産学連携機能が更に強化されていくことが強く期待。

経済産業省



文部科学省

平成23～24年度 産学連携活動の質を定量的に評価するため産学連携評価指標を経済産業省と文部科学省が共同で開発

平成25～26年度 産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業

- 平成25年度調査：全国の国公立大学70校から産学連携評価指標データ収集（平成24年度実績）
- 平成26年度調査：全国の国公立大学82校から産学連携評価指標データ収集（平成25年度実績）

平成27年度 産業技術調査事業（産学連携活動マネジメントに関する調査）

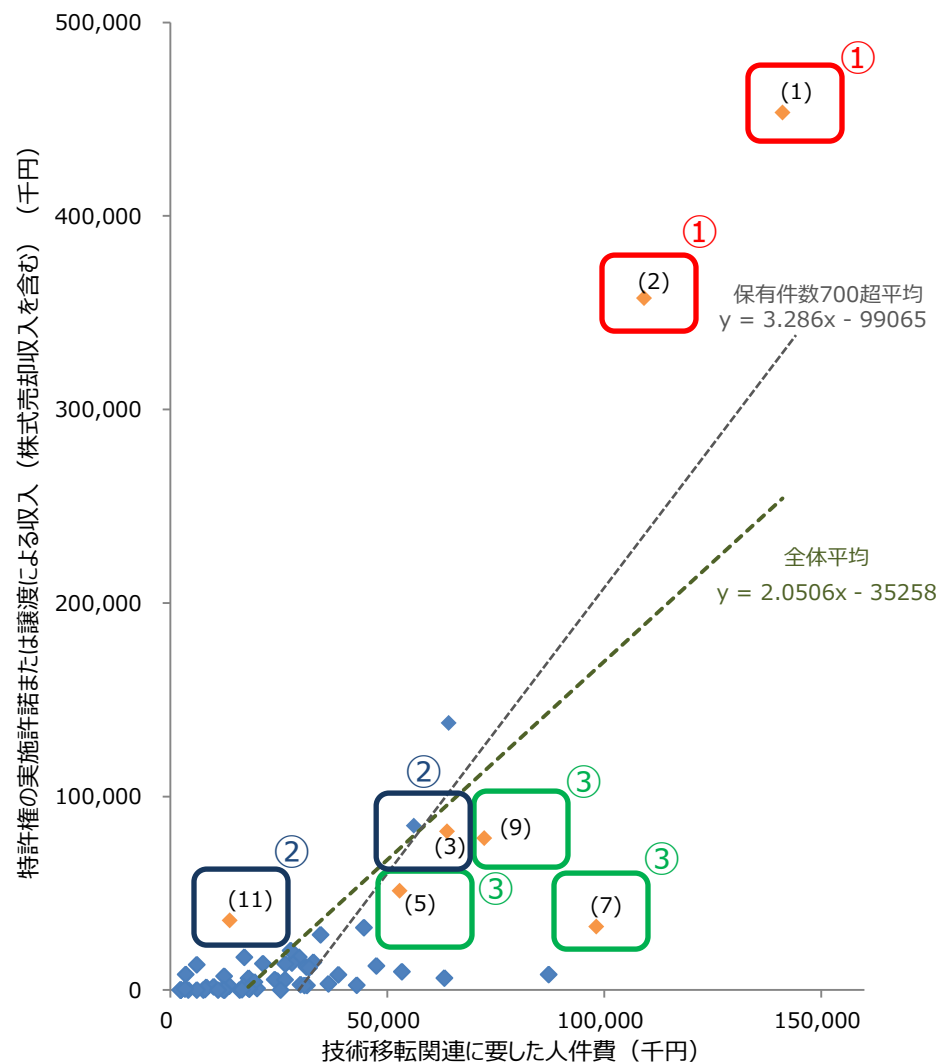
- 平成27年度調査：全国の国公立大学96校から産学連携評価指標データ収集（平成26年度実績）

各大学のパフォーマンスを可視化するとともに、可視化した結果について各大学に対してフィードバックを実施

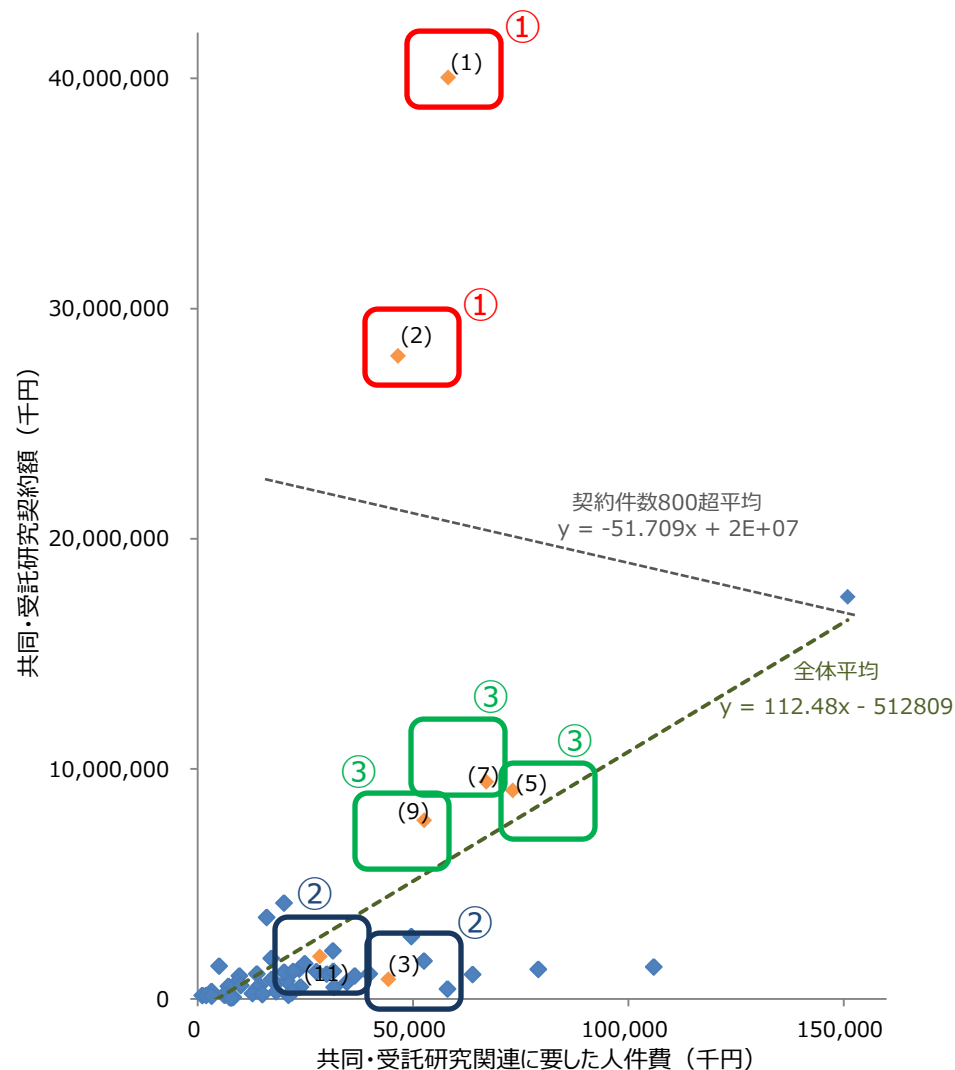
平成25～27年度の調査結果に基づき「大学における産学連携マネジメントの手引き」を策定

特許権活用のコストパフォーマンスと共同・受託研究のコストパフォーマンスの比較 (「人件費」と「特許権の活用による収入」や「共同・受託研究契約額」の対比)

技術移転関連に要した人件費あたりの特許権の活用による収入



共同・受託研究関連に要した人件費あたりの共同・受託研究契約額



平成25～27年度の調査結果から示唆される内容

【産学連携活動評価の視点】

- 特許件数／収入、企業等との共同・受託研究件数／金額、地域貢献割合、海外との連携等、数多くの視点が存在するが、それぞれの視点ごとに、大学の得意・不得意のばらつきが大きい。
- また、一つの視点において強みを発揮する大学が、他の視点においても強みを発揮しているとは限らない。従って、各種視点ごとに分析を行い、高い成果を挙げている大学の取り組みの分析結果を横展開していくことが有効。

（１）特許収入に関する視点

- ① 特許収入について高いパフォーマンスを示している大学は、収入の多くを特許譲渡収入ではなく、特許実施許諾収入から得ている。
 - ② 特許実施許諾収入の高い大学は、1件あたりの特許実施許諾契約額を高く設定している傾向がある。
 - ③ 大規模大学は単願特許の実施許諾契約額を、中小規模大学は単願特許の譲渡契約額を、それぞれ高く設定している傾向がある。
- 一般的に、特許権の譲渡は、当該特許権に基づく事業によって生じる利益の予測を契約時点で行うことが困難な場合が多く、民間企業との契約妥結が難しくなりがちである等のさまざまな問題点がある。しかしながら、一部の大学では、実施許諾よりも譲渡による特許活用が盛んな状況が見られ、適切な特許活用がなされていない可能性がある。

（２）共同・受託研究獲得に関する視点

- ① 産学連携本部における新規案件獲得能力については、大規模大学、中小規模大学に関わらず、個差が大きい。
 - ② 1件あたりの共同・受託研究額については、大規模大学においては個差が多いが、中小規模大学においては概ねおしなべて小さめの金額となっている。
- 共同・受託研究獲得額を高める上では、産学連携本部における新規案件獲得能力を高めるとともに、より大型の案件の獲得割合を高めていくことが有効である。

産学連携のベストプラクティス：質向上のためのTips

(1) 実施許諾による特許収入の増加戦略

- A大学は保有特許を活用させるために、TLOや地元銀行と連携しながら、シーズとニーズのマッチングを行い、H26年度の実施許諾収入は前年度の**約10倍**となった。
- B大学は複数のTLOと成功報酬型の契約を締結し、市場調査や先行技術調査を通じて、**適正な実施許諾料を設定**することで、H26年度の実施許諾収入は譲渡収入の**約20倍**となった。

(2) 単願特許を武器とした共同研究の獲得戦略

- C大学では、単願特許を取得・保有することが、その特許を利用したい企業との**共同研究につながる**と考えている。共願特許は共願相手の意向によって研究等が制限される可能性があるため、単願を基本方針としている。実施許諾した特許権のうち**単願特許は94%**を占める。

(3) 包括的連携による新たな共同研究の創出戦略

- D大学では、新たな共同研究を創出するために、**産学連携部署を通じて**、新たな様態の包括的連携協定を**国内外の企業5社**と締結した。従前の包括的連携との違いは、企業の関心に近い研究テーマに絞り、かつ、**研究テーマの探索から共同で実施**している。取組を始めて1年足らずであるが、新たな共同研究が創出した。

「大学における秘密情報の保護ハンドブック」の改訂

背景

経済産業省では、企業等における営業秘密管理の必要性の高まりを受けて、

○「営業秘密管理指針」の全面改訂（平成27年1月）

○「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」の策定（平成28年2月）を実施。



大学についても、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）（平成16年4月公表、平成18年・23年改訂）を改訂することとし、平成27年11月～28年3月、大学・産業界の有識者から成る検討委員会を設置し、

○大学における営業秘密情報の管理等の現状についての調査

○「ガイドライン」の改訂の在り方についての検討

を実施。

特に、産学共同研究の本格化には、学生の参画が重要。新たなガイドラインでは、その具体的な方法について説明。



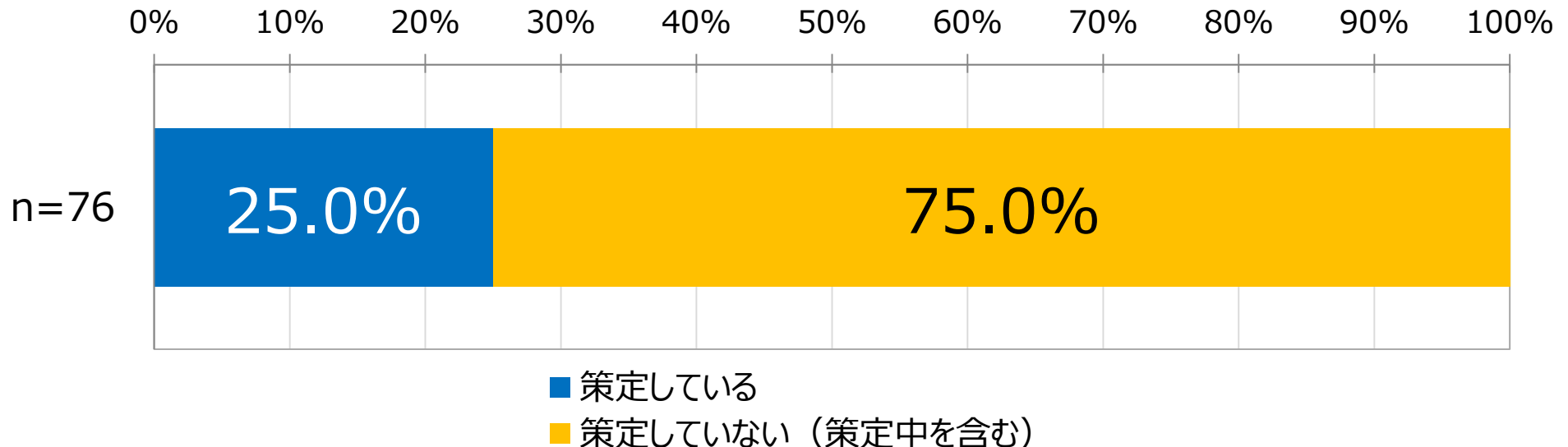
パブリックコメントを経て、平成28年9月にガイドラインを改訂、公表。

大学における営業秘密情報管理の現状①：規定等の策定状況

営業秘密情報の管理に関する規程や手続等（以下、「規程等」という。）を作成している大学は、全体の4分の1（19大学）。

（「策定している」とした大学には、営業秘密を含む幅広い情報についての管理規程等を作成している大学も含まれる。）

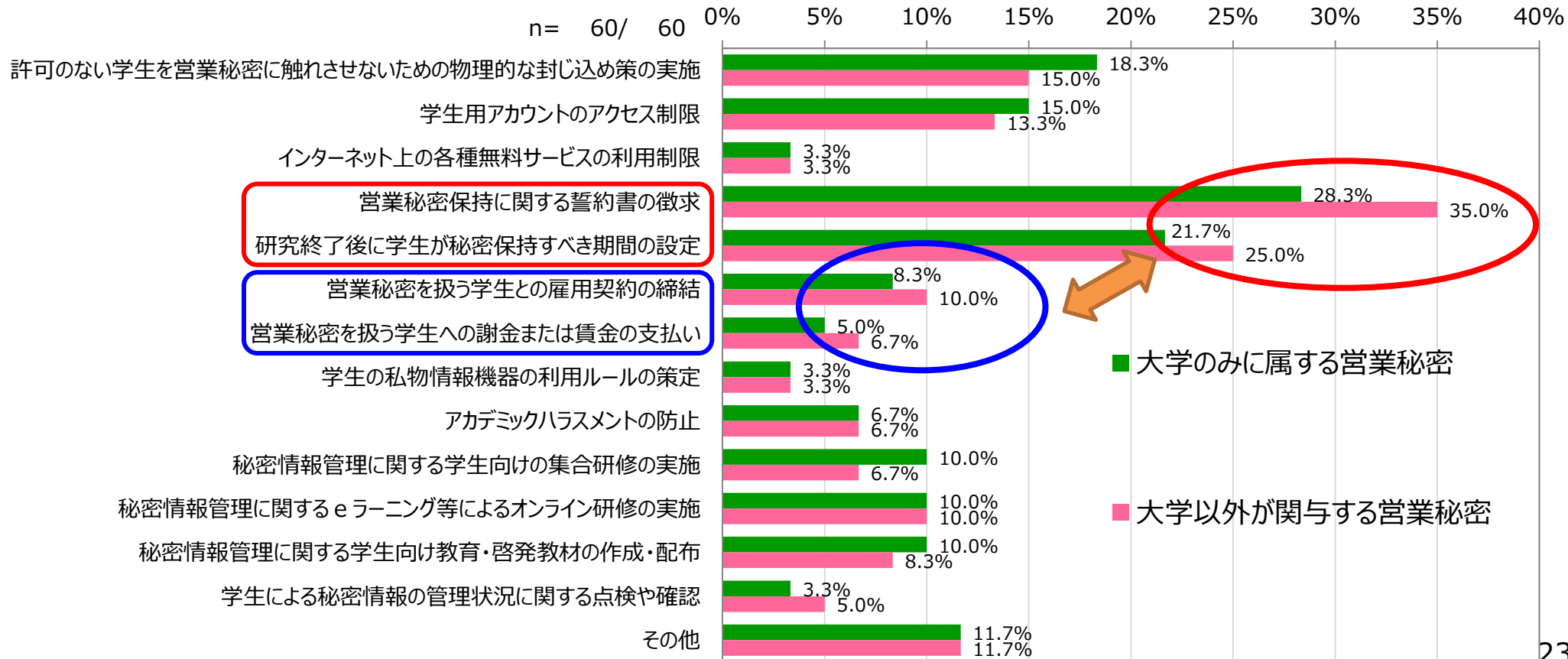
Q. 貴機関では営業秘密情報に関して、その管理に関する機関全体を対象とした規程や手続等を策定していますか。



大学における営業秘密情報管理の現状②：学生に対するルール

「営業秘密保持に関する誓約書の徴求」や「研究終了後に学生が秘密保持すべき期間の設定」をルールとして定めている大学は比較的多いが、「営業秘密を扱う学生との雇用契約の締結」や「営業秘密を扱う学生への謝金または賃金の支払い」をルールとして定めている大学は少ない。

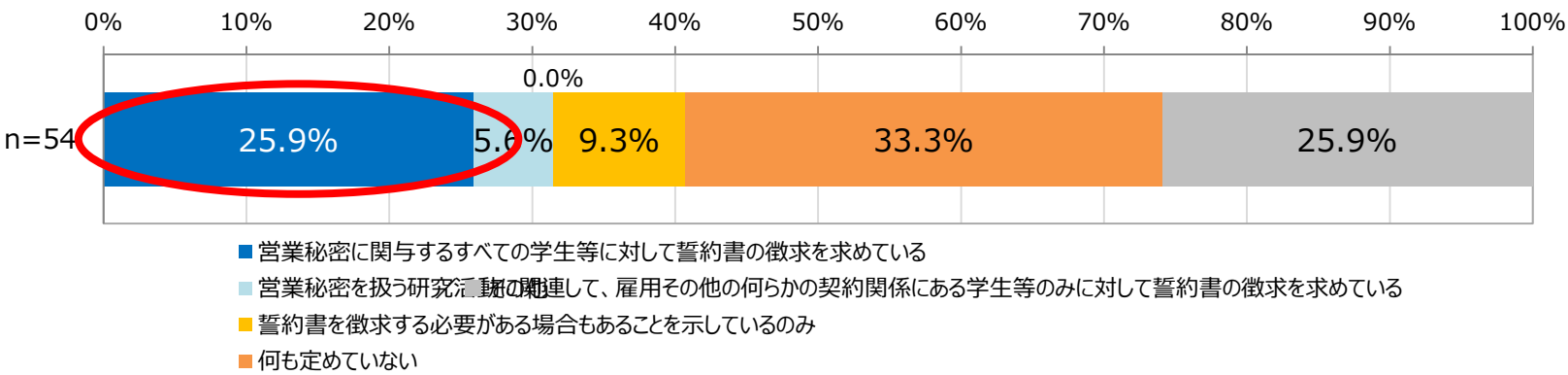
Q. 営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生が秘密情報を取り扱う際のルールにおいて規定されている内容として、あてはまるものすべてを選んでください。



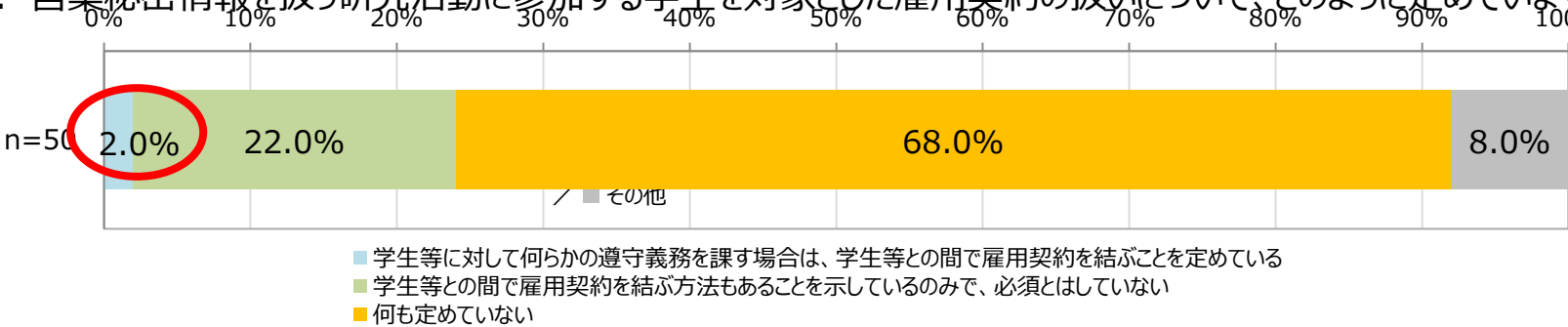
大学における営業秘密情報管理の現状③：学生の誓約書/雇用契約の扱い

- ・営業秘密に関与する全ての学生等に対し誓約書の徴求を求めているのは、全体の 1 / 4 程度。
- ・学生等に対して何らかの遵守義務を課す場合、雇用契約を結ぶことを定めているのはごく一部。

Q. 営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした誓約書の扱いについて、どのように定めていますか。



Q. 営業秘密情報を扱う研究活動に参加する学生を対象とした雇用契約の扱いについて、どのように定めていますか。



大学における秘密情報の保護ハンドブックのポイント

・ 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定

これまでに秘密情報を区別して管理するための規程等や体制を整備してこなかった大学を念頭に、自学が保有する情報から秘密情報を決定するまでのステップを紹介

- (1) 大学が保有する情報（紙媒体、電子データ、ノウハウ等）の全体像の把握
- (2) 保有情報の評価
例) 漏洩時の社会的信用低下による共同研究件数の減少等の観点
- (3) 評価の高低に基づく秘密情報の決定

・ 秘密情報の分類、情報漏洩対策の選択およびそのルール化

・ 秘密情報の分類例の説明

例) レベル3：機微情報・入試情報 レベル2：成績情報・進路情報、
レベル1：教職員出勤簿・出納記録 レベル0：公開情報

・ 大学における5つの漏洩対策とその目的の説明

例) 接近の制御、持ち出しの困難化等

・ 秘密情報の取り扱い方法に関するルール化の考え方

- ① 大学全体に共通する一定の統一的なルール
- ② 部署・研究室等の単位ごとの個別対策の策定

大学における秘密情報の保護ハンドブックのポイント②

・ 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、考えられる学内体制の参考例を提示
例)「秘密情報管理委員会」
(責任者は、副学長や担当理事等)

部局名(例)	情報管理に関して学内で担当している役割
総務課	・法人文書管理(台帳管理等)
人事課	・教職員を対象とする教育の実施 ・違反を犯した教職員の処分
産学連携本部	・学外機関との秘密保持契約等の雛形整備
情報基盤センター	・学内情報システムとネットワークの管理 ・学内セキュリティポリシーに基づく運用
学内CSIRT	・学内情報セキュリティインシデントへの対応
その他各部局	・自部署で管理する情報の保守

・ 秘密情報管理における学生等の扱い

学生等に対しどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点について説明
例) 学内研究活動や学外機関等が関与する共同研究等へ学生等を参加させる場合

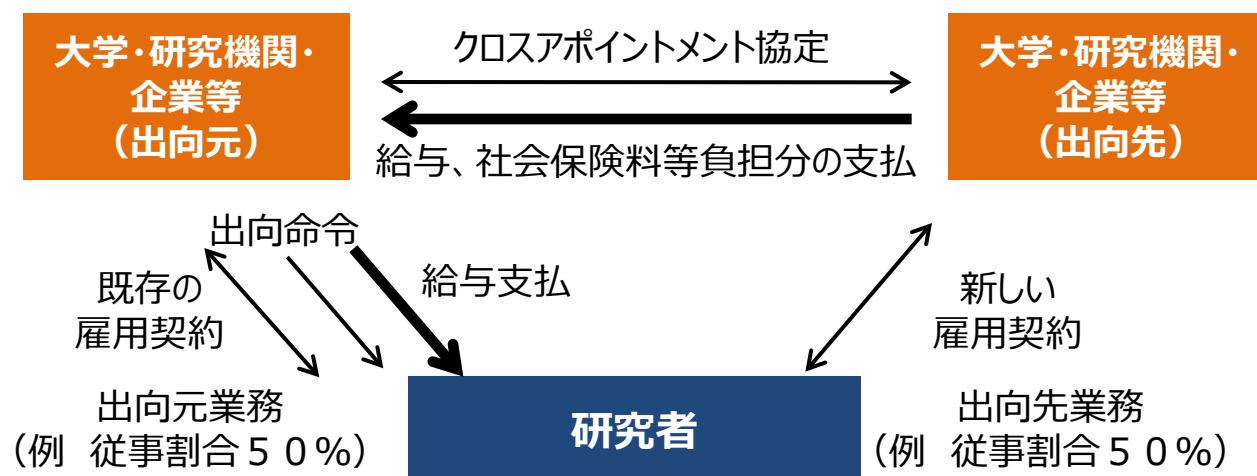
①研究活動への学生等の参加の是非の検討 (学生のメリットと義務のバランスで検討)

②秘密保持の遵守等を求める方法の検討

(イ) 学生等を対象とした通則等での指示、(ロ) 秘密保持に関する誓約書の提出

(参考)クロスアポイントメント制度

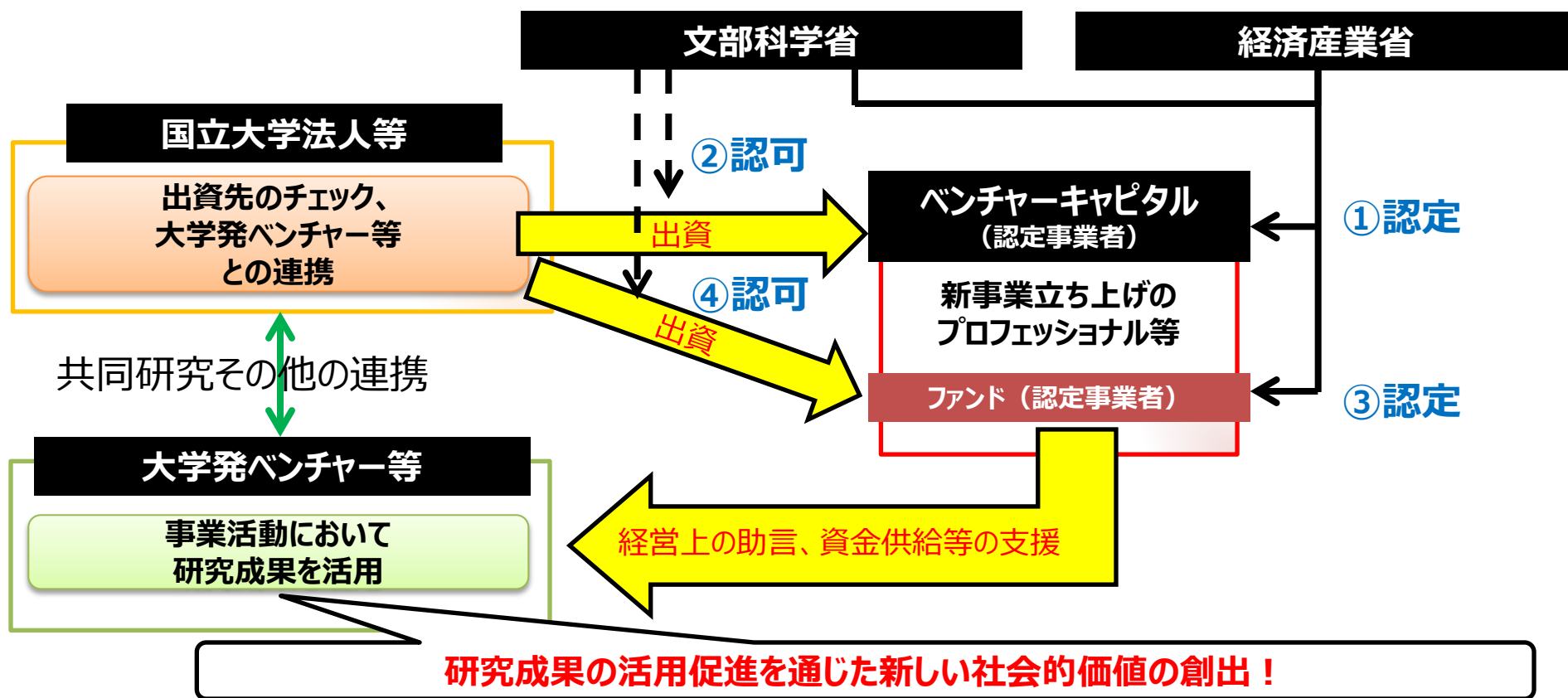
- イノベーションを促進するためには、世界トップクラスの研究者などの卓越した人材が、大学や公的研究機関、企業などの複数の機関で活躍することが重要。
- そこで、経済産業省と文部科学省が共同で、**研究者が、医療保険・年金や退職金等の面で不利益を被ることなく、日本国内の複数の機関に雇用され、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能とするための具体的方法**を「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」としてとりまとめ、公表。（平成26年12月26日）
- 経済産業省から所管研究開発法人・産業界等に、文部科学省から国立大学法人等に対し通知し本件を周知。



2. 大学発ベンチャーへの支援

大学発ベンチャーに対する支援

- 産業競争力強化法に基づき、大学発ベンチャーに対して経営上の助言等を行う認定事業者（ベンチャーキャピタル等）に対して、国立大学法人等からの出資が可能となった。
- 東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学について、ベンチャーキャピタル及びファンド設立のための事業計画を認定。
- 予算は、文部科学省において措置（平成24年度補正1000億円）：
東京大学（417億円）、京都大学（292億円）、大阪大学（166億円）、東北大学（125億円）



大学発ベンチャーの成長要因施策に関する実態調査

(1)大学発ベンチャー設立状況等調査

平成27年度調査において存在が確認された大学発ベンチャー（以下「VB」）は**1,773社と微増**（平成26年度調査で確認されたのは1,749社）。また、平成26年度調査時は黒字化したVBの割合が43.1%であったが、平成27年度調査ではそれが**55.6%に増加**している。

(2)「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」の分析

- ① 平成26年度調査で特定した9のVB成長要因施策の詳細分析を行うため、VB成長要因施策を23の「重要施策」に細分化。これら23の「重要施策」とVBの成長度との相関分析を行った結果、「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」を11個抽出。
- ② 「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」（11施策）の実施率を向上させる上で有効と考えられる方策について要因分析した結果、「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」（11施策）が、VC等の支援機関による支援を強化する必要がある施策、VB自身における施策の重要性の認識率を高める必要がある施策、VB自身における施策の重要性の認識率を高めることに加えVC等の支援機関による支援を強化する必要がある施策の3つに類型化された（下図参照）。
- ③ 「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」（11施策）を要因分析し、VBが主体性を持って取り組むことが有効な施策と、外部から効果的な支援を受けて取り組むことが有効な施策を抽出。創業初期の体制整備に係る施策については、VBの主体性が必要とされる傾向が強く、販路開拓など製品販売期の体制整備に係る施策については、外部支援の有効性が施策実施の効果に大きく影響する傾向があることが明らかになった。

「VBの成長度と強い相関がみられる重要施策」（11施策）

VBにおける施策の重要性の認識率が高い	■ 資金面や事業面で、中心的に支援する資本提供者を確保する	支援機関がより効果的な支援を行うことが必要
VBにおける施策の重要性の認識率が低い	VBが施策の重要性を認識することとVBの成長度に強い相関がみられる ■ 市場の競争環境を認識するために競合調査等を実施し、製品を差別化する ■ 当初に想定していた事業の周辺で、製品ラインナップを増やすために、コア技術の応用先を複数探索する ■ 顧客・市場のニーズと製品を合致させるために、市場調査を実施し、事業に反映させる ■ 業界の営業販売経験者を社外から調達、またはアドバイザーとして体制に加える ■ 主力事業の最終的な「出口戦略」を策定する	VB自身における施策の重要性の認識率を高めることが必要
	VBが施策の重要性を認識することとVBの成長度に強い相関がみられない ■ 経営人材を（共同設立者・幹部社員・アドバイザー等として）体制に加える ■ 業界の研究開発経験者を社外から調達、またはアドバイザーとして体制に加える ■ 海外の研究開発・生産業務提携先の探索・交渉・実行をする ■ 外部の機関や個人のアドバイスを受けて、マーケティングプランを策定する ■ 外部機関（VCや事業会社）から国内市場の販路開拓の支援を受ける	VB自身における施策の重要性の認識率を高めることに加え、支援機関がより効果的な支援を行うことが必要

研究開発型ベンチャー企業等のイノベーション創出支援事業

平成28年度補正予算案額 **15.0億円**

産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
03-3501-1778
経済産業政策局 新規産業室
03-3501-1569

事業の内容

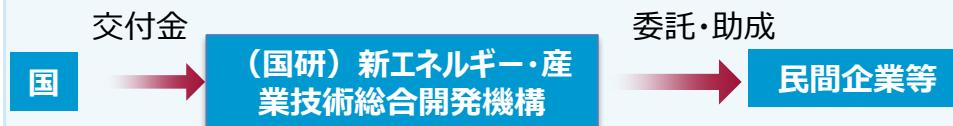
事業目的・概要

- 近年のグローバル化、市場ニーズの多様化、製品・サービスのライフサイクルの短期化が進展する中、機動的に事業化を図ることが可能なベンチャー企業等によるイノベーション創出への貢献が期待されています。
- 他方、ベンチャー企業等は、優れた技術シーズを有していても、経営資源・ノウハウが不足している場合が多くみられます。このため、ベンチャー企業等の課題に応じた支援を行うことで、革新的な技術シーズを迅速に事業化に結びつけることを促進します。
- 具体的には、研究開発型ベンチャー企業等が、大学や公的研究機関等の「橋渡し研究機関」等と連携して取り組む実用化開発支援等を実施します。

成果目標

- 研究開発型ベンチャー企業等が、橋渡し研究機関等の活用を通じて生産方法の革新や技術力向上等を実現することにより、事業完了から3年後に新技術の実用化達成率が3割になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

橋渡し研究機関等との連携による実用化開発支援

- 研究開発型ベンチャー企業等が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける大学や公的研究機関等の「橋渡し研究機関」等と共同で取り組む実用化開発を支援

(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

